



おくやみ ガイドブック

—— ご遺族の方へ ——



このたびは、大切なご親族のご不幸に際しまして
心よりお悔やみ申し上げます。

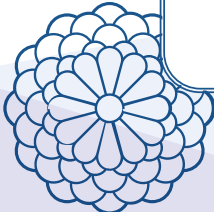
ご遺族による今後の区役所または関係機関における諸手続について、
ご案内いたします。

必要とする手続きは、亡くなられた方の状況などによって異なります。

なお、この案内は、亡くなられた方が「新宿区」に住民登録をされて
いる方を対象としておりますので、「新宿区外」に住民登録をされている
方は、住民登録地の市区町村及び関係機関等にお問い合わせください。

＊東京 23 区外や携帯電話から、この案内に記載されている各問い合わせ先の
電話に発信される場合は、市外局番「03」を付けてください。
(「050」、「0120」、で始まる番号は除く。)
電話はつながりにくい場合があります、ご了承ください。

＊掲載されているファクシミリ (FAX) 番号はお問い合わせ専用です。
申請等は取り扱っておりません。

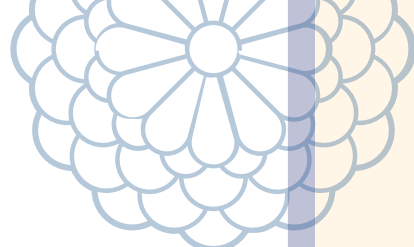


新宿区役所

〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-4-1

電 話 03-3209-1111 (代表)

区ホームページ <https://www.city.shinjuku.lg.jp>



目 次

■よくある質問

■不動産の相続登記が義務化となります。

区役所での手続きチェックリスト

- 期限がある手続き P1～3
- 期限がない手続き P4

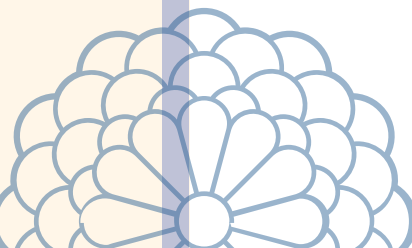
区役所での主な手続きについて

- 住民票・印鑑登録・マイナンバーカードに関する手続き
..... P5～6
- 保険に関する手続き(国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)
..... P7～12
- 年金に関する手続き P13～16
- 障害のある方に関する手続き P17～18
- 児童の手当に関する手続き P19～22
- 教育に関する手続き P23
- 税に関する手続き P24～25
- 区民相談 P26
- 区役所窓口一覧 P27～28

区役所以外の主な手続き P29～30

在留カード／特別永住者証明書／厚生年金等／社会保険等／
国税関係／都税関係／自動車／金融機関等／生命保険／簡易保険／
土地・建物所有者／水道／電気・ガス・電話等

資料編(各種手続きの準備)

- 住民票について P31～32
 - 戸籍について P33～36
- 

よくある質問

Q. 新宿区に死亡の届出をしてから戸籍にその旨が記載されるまでどのくらいかかりますか？

A. 本籍地が新宿区の場合は数日で戸籍に記載されます。新宿区ではない場合は、数日～数週間かかることがあるため、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。

Q. 死亡届の提出のほか、住民票を消除するための手続きが必要ですか？

A. 住民票の消除の手続きは必要ありません。死亡届が提出されると、届出を受理した市区町村から住所地の市区町村あてにその旨通知がされ、その通知に基づき住民票が消除されます。世帯主変更の手続きについては5ページをご覧ください。

Q. 火葬許可証・埋葬許可証とはなんですか？

A. 死亡届を提出すると、火葬許可証が交付されます。

火葬が行われると、火葬許可証に火葬日時等が記入され、それが埋葬許可証となります。埋葬許可証がないと、墓地にお骨を埋葬することができませんので、大切に保管してください。

Q. 区民葬儀とはなんですか？

A. 区民葬儀は、祭壇料金・霊柩車運送料・火葬料金・遺骨収納容器代を特別区統一の協定料金で利用していただくものです。利用を希望される方は、区民葬儀取扱指定店へご相談ください。詳しい利用方法等については戸籍住民課戸籍係または各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】で配布しているパンフレットをご確認ください。

Q. 改葬とはなんですか？

A. 遺骨を他の場所(お墓)に移すことです。改葬をしようとするときは、現在遺骨がある市区町村の役所に改葬許可の申請をする必要があります。手続き方法、必要書類等は各市区町村へお問い合わせください。

Q. 土地の相続手続きを行う必要がありますか？

A. 土地の相続手続きは相続登記(相続による所有権登記)といいます。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化となりました。また、相続登記をしないでいると権利関係が確定しないため、不動産取引が遅くなったり、次の相続が発生し、手続きがより難しくなったりするといった不利益を被る可能性があります。

相続登記をするためには、土地や建物などの不動産の所在地を管轄する法務局に申請することで相続登記をすることができます。(次ページをご覧ください。)

Q. 相続手続きのための便利な制度はありますか？

A. 法定相続情報証明制度という制度があります。この制度は、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる証明書(法定相続情報一覧図の写し)を取得できる制度です。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(次ページをご覧ください。)

不動産の相続登記が義務化となります。

【相続登記とは？】

正確には、「相続による所有権移転登記」といいます。「相続による所有権移転登記」とは、土地や建物の所有者が亡くなった場合に、その土地や建物の名義を、亡くなった方から遺産を引き継いだ方（相続人）へ変更する手続きのことです。

【相続登記は必ずしなければならないの？】

相続登記をしないでいると権利関係が確定しないため、不動産取引が遅くなったり、また次の相続が発生し、手続きがより難しくなったりするといった不利益を被る可能性があります。

なお、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

【相続登記の手続きをするには？】

相続登記をするためには、土地や建物などの不動産の所在地を管轄する法務局に申請することで相続登記をすることができます。

相続登記は次のいずれかの方法で申請します。

- ・相続人が自分で申請書を作成し、申請する方法（本人申請）
- ・資格者代理人（司法書士）に依頼する方法（代理申請）

【相続人が自分で相続登記をする場合、どのような手続きが必要ですか？】

（例）・戸籍謄本を取り寄せ、法定相続人を確認する。

- ・誰がどの遺産を相続するか決めて書類を作成する。
- ・新しく所有者になる相続人の住民票を取り寄せる。
- ・登録免許税分の収入印紙を購入する。
- ・登記申請書を作成する。・・・等々

登記申請書は、添付書類とともに、土地や建物の所在地を管轄する法務局に持参又は郵送します。

必要な申請書の様式及び記載例は東京法務局ホームページでご案内しています。

- 東京法務局 ホームページ <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>
電話 5213-1234（代表）（平日9:00～17:00 年末年始を除く）

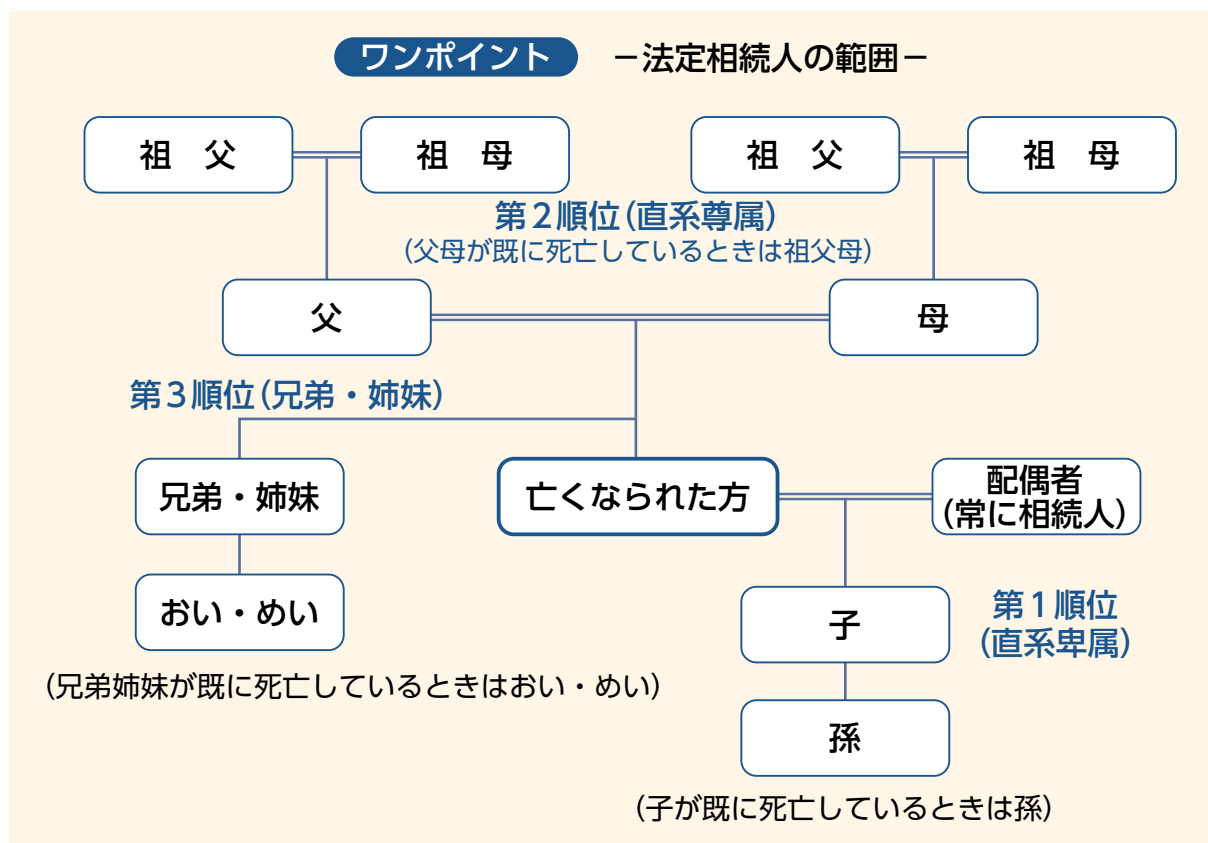
【専門家（資格代理人）に相談したい・頼みたい】

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士は、相続登記に必要な書類を作成又は取得し法務局に提出することができます。

ご自身で手続きをするのが難しいと考えられる方は、東京司法書士会のホームページをご確認ください。

- 東京司法書士会 ホームページ <https://www.tokyokai.jp>
電話 3353-9191（代表） FAX 3353-9239

- 相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル) ※日本司法書士連合会
電話 0120-13-7832(平日 10:00～16:00 年末年始・お盆を除く)



法定相続情報証明制度について

【法定相続情報証明制度とは？】

法定相続情報証明制度とは、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる証明書(法定相続情報一覧図の写し)を取得できる制度です。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※相続手続きで必要となる書類は、提出先となる各機関にご照会ください)。

【法定相続情報証明制度の申請をするには？】

法定相続情報証明制度の申請は、

①必要書類の収集 ➡ ②法定相続情報一覧図の作成 ➡ ③申請書の記入・登記所(法務局)へ申出、の順に行います。

法定相続情報証明制度の詳しい手続きは、法務局ホームページでご案内しています。

●東京法務局

ホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html

電話 5213-1234(代表)

5213-1330(民事行政部不動産登記部門)

5318-0261(登記電話案内室)

(平日 9:00～17:00 年末年始を除く)

区役所での手続きチェックリスト

期限がある手続き

14 日以内

チェック欄	亡くなられた方についてのご確認	手続き	受付窓口	参照ページ
☐	世帯主である	世帯主の変更	戸籍住民課 住民記録係 各特別出張所	5
☐	国民健康保険に加入している(74歳までの方)	国民健康保険被保険者証、 高齢受給者証(70歳以上の方のみ)の返納	医療保険年金課 国保資格係 各特別出張所	7
☐	扶養されていた方(ご家族)の国民健康保険の加入手続き	左記に該当される方の 国民健康保険加入手続き	医療保険年金課 国保資格係 各特別出張所	8
☐	65歳以上の方または 介護認定を受けている方	介護保険被保険者証、 介護保険負担割合証の返納	介護保険課資格係 各特別出張所	12

30 日以内

チェック欄	亡くなられた方についてのご確認	手続き	受付窓口	参照ページ
☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している方	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車等手続き	税務課収納管理係	25

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

2 年以内

チェック欄	亡くなられた方についてのご確認	手続き	受付窓口	参照ページ
☐	国民健康保険に加入している (74歳までの方)	葬祭費の支給 (葬儀を行い、その費用を支払った方に支給)	医療保険年金課 国保給付係	9
☐	後期高齢者医療制度に加入している (75歳以上の方)	葬祭費の支給 (葬儀を行い、その費用を支払った方に支給)	高齢者医療担当課 高齢者医療係	11
☐	国民年金加入期間があり、年金を受給できずに亡くなった方	死亡一時金の支給 (支給には要件あり)	医療保険年金課 年金係	13

5 年以内

チェック欄	亡くなられた方についてのご確認	手続き	受付窓口	参照ページ
☐	国民年金加入期間がある方	遺族基礎年金の支給 (支給には要件あり)	医療保険年金課 年金係	14
☐		寡婦年金の支給 (支給には要件あり)	医療保険年金課 年金係	15
☐	年金等を受給されていた方	未支給年金請求・ 受給権者死亡届の手続き (支給には要件あり)	医療保険年金課 年金係	16
			上記以外の方は手続き内容を含め、「区役所以外の主な手続き」にあるお問い合わせ先をご確認ください。	29

※参照ページ19～23は手続きが遅れると手当を受給できない月が発生することがあります。

詳しくはお問い合わせください。

チェック欄	亡くなられた方についてのご確認	手続き	受付窓口	参照ページ
☐	児童を扶養している父または母	ひとり親家庭の手当、医療費助成の新規申請手続き	子ども家庭課 育成支援係	19
☐	①～④を受給されている方 ①児童育成手当 ②児童扶養手当 ③特別児童扶養手当 ④ひとり親医療費助成 (ひとり親医療証)	資格喪失手続き	子ども家庭課 育成支援係	20
☐	児童手当、子ども・高校生等医療費助成(乳幼児・子ども医療証)を受給されている方	受給者変更手続き等	子ども家庭課 子ども医療・手当係	21
☐	①～⑥の対象となっているお子さま ①児童手当 ②児童育成手当 ③児童扶養手当 ④特別児童扶養手当 ⑤乳幼児・子ども・高校生等医療証 ⑥ひとり親医療証	資格喪失または減額手続き等	①、⑤ 子ども家庭課 子ども医療・手当係 ②、③、④、⑥ 子ども家庭課 育成支援係	22
☐	小・中学校のお子さまがいるご家庭で世帯の収入が大きく減少する場合	就学援助申請	学校運営課 学校運営支援係	23

期限がない手続き

※各参照ページに手続きの概要を記載しています。

チェック欄	亡くなられた方についてのご確認	手続き	受付窓口	参照ページ
☐	印鑑登録証、住民基本台帳カードをお持ちの方	印鑑登録証、住民基本台帳カードの返納	戸籍住民課 住民記録係 各特別出張所	6
☐	マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方	マイナンバーカードの返納 (返納の義務はありません)	戸籍住民課 住民記録係 各特別出張所	6
☐	国民健康保険に加入している	限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の返納	医療保険年金課 国保給付係	10
☐	後期高齢者医療制度に加入している	後期高齢者医療被保険者証等(被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)の返納	高齢者医療担当課 高齢者医療係	12
☐	身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、愛の手帳の返納	障害者福祉課 相談係	17
☐	心身障害者医療費助成制度(障)受給者証をお持ちの方	心身障害者医療費助成制度(障)受給者証の返納	障害者福祉課 相談係	18
☐	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	精神障害者保健福祉手帳の返納	各保健センター	18
☐	特別区民税・都民税の納税の必要がある方	特別区民税・都民税(住民税)の相続人代表者指定届の提出	税務課 収納管理係	24

区役所での主な手続きについて

住民票・印鑑登録・マイナンバーカードに関する手続き

① 世帯主変更

〈 手続きの説明 〉

世帯主が亡くなれば同世帯に15歳以上の人が2人以上いる場合は、世帯主変更届が必要になります。

〈 申請書等 〉

- 住民異動届(異動事由:世帯主変更)

〈 持ち物 〉

- 届出人の本人確認書類

次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード、写真付住民基本台帳カード等

又は次のうち2点 健康保険被保険者証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、後期高齢者医療証、写真の貼付のない住民基本台帳カード

- 委任状(届出人が故人と別世帯の場合)

〈 受付窓口 〉

- 戸籍住民課住民記録係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- お亡くなりになった日から14日以内

問い合わせ先

- 戸籍住民課住民記録係
電話 5273-3601 FAX 3209-1728
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

メモ

② 印鑑登録証・住民基本台帳カードの返納

〈 手続きの説明 〉

死亡届が出されて住民票が削除されると、自動的に無効となります。

〈 申請書等 〉

- 返納届(住民基本台帳カードを返納される方のみ)

〈 持ち物 〉

- 亡くなられた方が所持されていた印鑑登録証、住民基本台帳カード

〈 受付窓口 〉

- 戸籍住民課住民記録係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- なし

問い合わせ先 ● 戸籍住民課住民記録係
電話 5273-3601 FAX 3209-1728
● 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

③ マイナンバーカードの返納

〈 手続きの説明 〉

亡くなられた方の各種手続きに必要な場合がありますので、手続きが終了するまでは保管してください。返納の義務はありませんが、ご希望の場合は下記窓口でお受けします。

〈 申請書等 〉

- 返納届

〈 持ち物 〉

- 故人のマイナンバーカード

〈 受付窓口 〉

- 戸籍住民課住民記録係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- なし

問い合わせ先 ● 戸籍住民課住民記録係
電話 5273-3601 FAX 3209-1728
● 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

保険に関する手続き (国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険)

④ 国民健康保険被保険者証・高齢受給者証 (該当者のみ)の返納

〈手続きの説明〉

国民健康保険にご加入の方がお亡くなりになった場合は、下記受付窓口または郵送で被保険者証等をご返納ください。

※世帯主が変更になる場合は、ご家族の被保険者証もお持ちください。

〈持ち物〉

- これまでお使いの被保険者証、高齢受給者証

〈受付窓口〉

- 医療保険年金課国保資格係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈期限〉

- お亡くなりになった日から14日以内

問い合わせ先 ●医療保険年金課国保資格係
電話 5273-4146 FAX 3209-1436

よくある質問

Q 世帯主が変更になる場合、今までの保険証は使えますか？

A 新しい保険証を交付します。

- ・新しい世帯主氏名を印字した保険証を交付します。今後は新しい保険証をお使いください。
- ・限度額認定証等の各種証をお持ちの方は、別途新しい世帯主氏名の証を郵送します。

Q 世帯主が変更になる場合、保険料はどうなりますか？

A 保険料を再計算します。

- ・世帯主変更により納付義務者が変更となるため、世帯主の異動日を基準日とし、保険料を再計算します。
- ・保険料が決定したら、世帯主変更後の保険料は新しい世帯主あてに、世帯主変更前の保険料は旧世帯主の相続人様あてに通知を送付します。

⑤亡くなられた方に扶養されていた方(ご家族)の 国民健康保険の加入手続き

〈 手続きの説明 〉

亡くなられた方が加入する勤務先の健康保険の扶養に入られていた方(ご家族)は国民健康保険の加入手続きが必要な場合があります。

〈 申請書等 〉

- 国民健康保険被保険者資格取得届

〈 持ち物 〉

- ご家族がこれまで加入していた健康保険の資格喪失証明書
- ご家族の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート等)
- ご家族のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し

〈 受付窓口 〉

- 医療保険年金課国保資格係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- ご家族がこれまで加入していた健康保険の資格喪失日から14日以内

問い合わせ先 ● 医療保険年金課国保資格係
電話 5273-4146 FAX 3209-1436

よくある質問

Q 世帯主以外の加入者が亡くなった場合、保険料はどうなりますか？

- A 保険料を再計算します。
- ・ 亡くなられた加入者の異動日を基準日とし、保険料を再計算します。
 - ・ 保険料が決定したら、世帯主あてに通知を送付します。

Q 今まで口座振替で保険料を納付していましたが、世帯主が亡くなりました。何か手続きは必要ですか？

- A 世帯主変更後も口座振替を希望される場合は、新世帯主氏名でお申込みをしていただく必要がありますので、国保資格係(5273-4146)までご連絡ください。

Q 口座振替の口座名義人(世帯主以外)が亡くなりました。何か手続きは必要ですか？

- A 引き続き口座振替を希望される場合は、改めてお申込みをしていただく必要がありますので、国保資格係(5273-4146)までご連絡ください。

⑥国民健康保険に加入されていた方の葬祭費の支給

〈 手続きの説明 〉

国民健康保険に加入されていた方がお亡くなりになった場合、葬祭を行いその費用を支払った方に、申請により葬祭費が支給されます。

※職場の健康保険等に本人として加入していた方が、国民健康保険加入後3か月以内に亡くなり、加入していた健康保険等から葬祭費や埋葬料が支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。詳しくは職場の健康保険等にお問い合わせください。

〈 申請書等 〉

- 国民健康保険葬祭費支給申請書

〈 持ち物 〉

- 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証
- 葬儀代金の領収書原本(コピーは不可。あて名が申請者名(葬祭の費用を支払った方)になっており、内訳が葬儀代金と記載のあるもの)
- 申請者の振込先の口座番号等がわかるもの
- 申請者の本人確認書類
次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード
又は次のうち2点 健康保険被保険者証、基礎年金番号通知書又は年金手帳
住民票、年金証書、国民健康保険料納入通知書、児童扶養手当証書

〈 受付窓口 〉

- 医療保険年金課国保給付係(郵送も可)
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- 葬儀を行った日の翌日から2年を経過すると時効となり支給されません。

問い合わせ先 ● 医療保険年金課国保給付係
電話 5273-4149 FAX 3209-1436

メモ

⑦国民健康保険の限度額適用認定証等の返納

〈 手続きの説明 〉

国民健康保険に加入されていた方がお亡くなりになった場合で、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付を受けていた方は、その返納が必要です。

〈 申請書等 〉

- なし

〈 持ち物 〉

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証
- 特定疾病療養受療証

〈 受付窓口 〉

- 医療保険年金課国保給付係

〈 期 限 〉

- なし

問い合わせ先 ●医療保険年金課国保給付係
電話 5273-4149 FAX 3209-1436

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

⑧後期高齢者医療制度に加入されていた方の 葬祭費の支給

〈 手続きの説明 〉

後期高齢者医療制度に加入されていた方がお亡くなりになった場合、葬祭を行いその費用を支払った方に、申請により葬祭費が支給されます。

〈 申請書等 〉

- 後期高齢者医療葬祭費支給申請書

〈 持ち物 〉

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証
- 葬儀代金の領収書の原本(コピーは不可。あて名が支給対象者(葬祭の費用を支払った方)になっており、内訳が葬儀代金と記載のあるもの)
- 支給対象者の振込先の口座番号等がわかるもの
- 申請者の印鑑(スタンプ印不可)
- 申請者の本人確認書類

次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード

又は次のうち2点 公的医療保険の被保険者証、介護保険証、基礎年金番号通知書又は年金手帳、住民票、年金証書、後期高齢者医療保険料納入通知書

〈 受付窓口 〉

- 高齢者医療担当課高齢者医療係(郵送も可)
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- 葬祭を行った日の翌日から2年を経過すると時効となります。

問い合わせ先 ● 高齢者医療担当課高齢者医療係
電話 5273-4562 FAX 3203-6083

メモ

⑨後期高齢者医療被保険者証等の返納

〈手続きの説明〉

後期高齢者医療被保険者証等(被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)の返納が必要です。

〈申請書等〉

- なし

〈持ち物〉

- 後期高齢者医療被保険者証等(被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証)

〈受付窓口〉

- 高齢者医療担当課高齢者医療係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈期 限〉

- なし

問い合わせ先 ●高齢者医療担当課高齢者医療係
電話 5273-4562 FAX 3203-6083

⑩介護保険被保険者証、介護保険負担割合証 (認定者、事業対象者のみ)の返納

〈手続きの説明〉

介護保険被保険者証、介護保険負担割合証(認定者、事業対象者のみ)の返納が必要です。

〈申請書等〉

- なし

〈持ち物〉

- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担割合証

〈受付窓口〉

- 介護保険課資格係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈期 限〉

- お亡くなりになった日から14日以内
(相続等の手続きがある場合は、手続き後に返納してください。)

問い合わせ先 ●介護保険課資格係
電話 5273-4597 FAX 3209-6010

年金に関する手続き

⑪死亡一時金の支給

〈手続きの説明〉

死亡日の前日において、国民年金第1号被保険者(★)として保険料を納めた月数が、36月以上ある方が亡くなった時、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給されます。

- 亡くなられた方が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給されていた場合は支給されません。
- 遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、死亡一時金は支給されません。
- 寡婦年金を受けることができる場合、死亡一時金とどちらか一方を選択することになります。

(★)国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方(自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人など)。

※併せて14ページの「12遺族基礎年金の支給」、15ページの「13寡婦年金の支給」もご覧ください。

〈申請書等〉

- 国民年金死亡一時金請求書

〈持ち物〉

- 請求者の状況によって異なります。事前にご相談ください。

〈受付窓口〉

- 医療保険年金課年金係

〈期 限〉

- お亡くなりになった日の翌日から2年以内

問い合わせ先 ●医療保険年金課年金係

電話 5273-4338 FAX 3209-1436

メモ

⑫遺族基礎年金の支給

〈手続きの説明〉

国民年金の被保険者等であった方が、受給要件を満たしている場合、亡くなられた方によって生計を維持されていた「子※のある配偶者」または「子※」が受け取ることができます。

- 遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、受給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。
- 遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、死亡一時金は支給されません。

※子が18歳に達する年度末(3月31日)になるまで、あるいは1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで受け取ることができます。

※併せて13ページの「11死亡一時金の支給」、15ページの「13寡婦年金の支給」もご覧ください。

〈申請書等〉

- 年金請求書(国民年金遺族基礎年金)

〈持ち物〉

- 請求者の状況によって異なります。事前にご相談ください。

〈受付窓口〉

- 医療保険年金課年金係

〈期 限〉

- お亡くなりになった日の翌日から5年以内

問い合わせ先 ●医療保険年金課年金係

電話 5273-4338 FAX 3209-1436

※遺族厚生年金の支給手続きは、新宿年金事務所にご相談ください。(問い合わせ先は29ページをご覧ください。)

メモ

⑬ 寡婦年金の支給

〈 手続きの説明 〉

国民年金第1号被保険者(★)として、保険料を納めた期間等が10年以上ある夫が65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、その夫と10年以上婚姻関係があった妻に対し、60歳から65歳になるまでの間支給されます。

- 亡くなった夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給していた場合は支給されません。
- 妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。
- 死亡一時金を受けることができる場合、寡婦年金とどちらか一方を選択することになります。
- 遺族基礎年金と寡婦年金を受給できる場合、受給期間が重ならない限りそれぞれ受給できます。

(★) 国民年金第1号被保険者とは、日本国内に住む厚生年金に加入していない20歳以上60歳未満の方(自営業、自由業、農業・漁業に従事する人、国会議員、地方議会議員、学生、フリーター、無職の人など)。

※併せて13ページの「11 死亡一時金の支給」、14ページの「12 遺族基礎年金の支給」もご覧ください。

〈 申請書等 〉

- 年金請求書(国民年金寡婦年金)

〈 持ち物 〉

- 請求者の状況によって異なります。事前にご相談ください。

〈 受付窓口 〉

- 医療保険年金課年金係

〈 期 限 〉

- お亡くなりになった日の翌日から5年以内

問い合わせ先 ● 医療保険年金課年金係

電話 5273-4338 FAX 3209-1436

メモ

⑭ 未支給年金請求、受給権者死亡届の手続き (障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受給 されていた方)

〈 手続きの説明 〉

年金を受給されていた方がお亡くなりになったとき、まだ受給されていない年金や、お亡くなりになった日より後に振込された年金のうち、お亡くなりになった月までの年金について、未支給年金としてその方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

※国民年金、厚生年金、共済年金等を受給されていた方が亡くなられたときの手続きは、29ページ「区役所以外の主な手続き」もご覧ください。

〈 申請書等 〉

- 未支給年金・未支払給付金請求書及び受給権者死亡届

〈 持ち物 〉

- 請求者の状況によって異なります。事前にご相談ください。

〈 受付窓口 〉

- 医療保険年金課年金係

〈 期 限 〉

- お亡くなりになった日の翌日から5年以内

問い合わせ先 ● 医療保険年金課年金係

電話 5273-4338 FAX 3209-1436

※老齢年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の請求手続きは、新宿年金事務所にご相談ください。(問い合わせ先は29ページをご覧ください。)

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障害のある方に関する手続き

⑮ 身体障害者手帳、愛の手帳の返納

〈 手続きの説明 〉

各手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳の返納が必要です。

〈 申請書等 〉

- 身体障害者手帳交付等申請(届出)書

〈 持ち物 〉

- 身体障害者手帳
- 愛の手帳
- 手続きに来所される方の本人確認書類

次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、愛の手帳、その他写真付きの資格証明書・身元証明書等

又は次のうち2点 健康保険証、基礎年金番号通知書または年金手帳、介護保険被保険者証、住民税納税証明書・課税証明書、税金・社会保障料・公共料金等の領収書、その他写真無しの資格証明書・身元証明等

〈 受付窓口 〉

- 障害者福祉課相談係

〈 期 限 〉

- なし

問い合わせ先 ● 障害者福祉課相談係
電話 5273-4518 FAX 3209-3441

メモ

⑯心身障害者医療費助成制度(障)受給者証の返納

〈手続きの説明〉

心身障害者医療費助成制度(障)受給者証をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、返納が必要です。

〈申請書等〉

- なし

〈持ち物〉

- 心身障害者医療費助成制度(障)受給者証

〈受付窓口〉

- 障害者福祉課相談係

〈期限〉

- なし

問い合わせ先 ●障害者福祉課相談係
電話 5273-4518 FAX 3209-3441

⑰精神障害者保健福祉手帳の返納

〈手続きの説明〉

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がお亡くなりになった場合は、手帳の返納が必要です。

〈申請書等〉

- 返還届

〈持ち物〉

- 精神障害者保健福祉手帳
- 手続きに来所される方の本人確認書類
次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、愛の手帳、その他写真付きの資格証明書・身元証明書等
- 又は次のうち2点 健康保険証、基礎年金番号通知書または年金手帳、介護保険被保険者証、住民税納税証明書・課税証明書、税金・社会保障料・公共料金等の領収書、その他写真無しの資格証明書・身元証明等

〈受付窓口〉

- 各保健センター【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈期限〉

- なし

問い合わせ先 ●各保健センター【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

児童の手当に関する手続き

⑬ひとり親家庭の手当、医療費助成の手続き

〈手続きの説明〉

18歳到達後最初の年度末(3月31日、ただし4月1日生まれの方は前日の3月31日まで)までのお子さま(20歳未満で中度以上の障害を有するお子さまを含む)を養育しているご家庭で、配偶者等が亡くなられた場合、状況によりひとり親家庭の手当・医療費助成制度を受給できる可能性があります。

〈申請書等〉

- 児童扶養手当認定請求書
- 児童育成手当認定申請書
- ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書

〈持ち物〉

- 請求者及び児童の戸籍謄本(配偶者の死亡の記載が有り、1か月以内に発行されたもの)
- 外国籍の方は戸籍謄本にかわる証明書等
- 請求者の振込先の口座等がわかるもの
- 個人番号確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号通知書、
個人番号の記載のある住民票の写し
- 本人確認書類
次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、
在留カード、その他官公署が発行した書類で「氏名、生年月日(または住所)」が記載された顔写真付きのもの等
又は次のうち2点 健康保険証、年金手帳、社員証等「氏名、生年月日(または住所)」
が記載されたもの等
- その他上記以外にも、別途書類をご用意していただく場合がございます。

〈受付窓口〉

- 子ども家庭課育成支援係

〈期 限〉

- 申請した月の翌月分から支給されます。

問い合わせ先 ● 子ども家庭課育成支援係
電話 5273-4558 FAX 3209-1145

⑩児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親医療証の手続き

〈 手続きの説明 〉

亡くなられた方が①児童育成手当、②児童扶養手当、③特別児童扶養手当、④ひとり親医療費助成を受給されていた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。

新たに養育者となられた方が各手当を受給できる場合があります。

〈 申請書等 〉

- 各手当等の資格喪失届等

〈 持ち物 〉

- 詳しくはお問い合わせください。

〈 受付窓口 〉

- 子ども家庭課育成支援係

〈 期 限 〉

- 速やかに手続きをしてください。なお未支払手当がある場合は、手続き後に支給します。また、新たに養育者となられた方が各手当を申請する場合は、申請した月の翌月分から支給されます。

問い合わせ先 ●子ども家庭課育成支援係
電話 5273-4558 FAX 3209-1145

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

②児童手当、乳幼児・子ども・高校生等医療証の手続き

〈 手続きの説明 〉

亡くなられた方が児童手当や子ども医療費助成を受給されていた場合、新たに保護者となられた方が手当等の請求をする必要があります。

〈 申請書等 〉

- 児童手当認定請求書兼乳幼児・子ども・高校生等医療証交付申請書

〈 持ち物 〉

- 子どもの健康保険証の写し
- 請求者名義の預貯金口座番号
※支給対象児童名義の預貯金口座番号が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- 個人番号確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、個人番号通知書、
個人番号の記載のある住民票の写し
- 本人確認書類
次のいずれか1点 マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート、
在留カード、その他官公署が発行した書類で「氏名、生年月日(または住所)」が記載された顔写真付きのもの等
又は次のうち2点 健康保険証、年金手帳、社員証等「氏名、生年月日(または住所)」
が記載されたもの等
- その他上記以外にも、別途書類をご用意していただく場合がございますのでお問い合わせください。

〈 受付窓口 〉

- 子ども家庭課子ども医療・手当係
- 各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

〈 期 限 〉

- 児童手当の認定請求書を提出した月の翌月分から支給されます。ただし、お亡くなりになった日の翌日から15日以内に提出すれば、亡くなった日の属する月の翌月分から支給できることがあります。

問い合わせ先 ● 子ども家庭課子ども医療・手当係
電話 5273-4546 FAX 3209-1145

㊦児童手当、児童育成手当、児童扶養手当、 特別児童扶養手当、乳幼児・子ども・高校生等医療証、 ひとり親医療証の対象のお子さまへの手続き

〈 手続きの説明 〉

亡くなられたお子さまが①児童手当、②児童育成手当、③児童扶養手当、④特別児童扶養手当、⑤乳幼児・子ども・高校生等医療証、⑥ひとり親医療証の対象児童となっている場合、各手当等の資格喪失または減額手続きが必要です。

〈 申請書等 〉

- 各手当等の資格喪失届等

〈 持ち物 〉

- 詳しくはお問い合わせください。

〈 受付窓口 〉

- ①、⑤ 子ども家庭課子ども医療・手当係
- ②、③、④、⑥ 子ども家庭課育成支援係

〈 期 限 〉

- 速やかに手続きをしてください。なお未支払手当がある場合は、手続き後に支給します。

問い合わせ先 ●子ども家庭課子ども医療・手当係
電話 5273-4546 FAX 3209-1145
●子ども家庭課育成支援係
電話 5273-4558 FAX 3209-1145

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

教育に関する手続き (小・中学生のお子さまがいるご家庭)

㊦世帯の収入が大きく減少する場合、 就学援助を受けることができます

〈手続きの説明〉

小・中学生のお子さまの学用品費等を援助します(現在の世帯員の所得が基準額を超えている場合は対象になりません)。まずは学校運営課へお問い合わせください。

〈申請書等〉

- 新宿区就学援助費受給希望調査票兼申請書
- 新宿区就学援助費受給申請に係る申立書

〈持ち物〉

- 保護者の身分証明書
- 口座情報がわかる通帳等のコピー

〈受付窓口〉

- 学校運営課学校運営支援係

〈期 限〉

- 世帯収入が減少する事実発生から1か月以内

※事由発生から1か月以内の申請は事実発生日から就学援助を受けることができます。

ただし、事由発生から1か月を超えて申請された場合は、申請翌月の1日から就学援助を受けることができます。

問い合わせ先 ●学校運営課学校運営支援係
電話 5273-3089 FAX 5273-3580

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

税に関する手続き

㊼特別区民税・都民税(住民税)の 相続人代表者指定届の提出

〈手続きの説明〉

住民税の課税は1月1日を基準としています。1月2日以降亡くなられた場合でも納付する必要があり、財産を相続した方が「相続人」として納税義務を負うことになります。

〈申請書等〉

- 相続人代表者指定届

〈持ち物〉

- 相続人代表者の方の印鑑

〈受付窓口〉

- 税務課収納管理係

〈期 限〉

- なし

問い合わせ先 ●税務課収納管理係
電話 5273-4139 FAX 3209-1460(課共通)

〈その他〉

- 住民税の申告相談……税務課課税第一係・第二係 電話 5273-4107・4108
- 住民税の納税相談……税務課納税係 電話 5273-4534

メモ

② 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車等手続き

〈 手続きの説明 〉

亡くなられた方の原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車手続きが必要です。廃車の手続きをしないと、4月1日の所有者に対して軽自動車税(種別割)が課税されます。

名義を変更する場合、相続を放棄する場合及び親族でない方が手続きをする場合は、お問い合わせください。

〈 申請書等 〉

- 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書

〈 持ち物 〉

- ナンバープレート(滅失した場合は弁償金200円が必要です)
- 標識交付証明書(無くても可)
- 死亡日が記載され、亡くなられた方との相続関係がわかる書類(戸籍謄本等)、ただし同一世帯の場合は不要
- 届出者の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、パスポート等)

〈 受付窓口 〉

- 税務課収納管理係

〈 期 限 〉

- お亡くなりになった日から30日以内

〈 その他 〉

- 四輪の軽自動車及び排気量125ccを超える二輪車の手続きについての問い合わせ先は下記のとおりです。

軽二輪 二輪小型自動車	練馬自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2032	練馬区北町二丁目8番6号
軽自動車 (軽二輪を除く)	軽自動車検査協会 東京主管事務所 練馬支所 TEL 050-3816-3101	板橋区新河岸一丁目12番24号

問い合わせ先 ● 税務課収納管理係

電話 5273-4139 FAX 3209-1460

※お亡くなりになった日以降、4月1日までの間に廃車手続きを行わないと翌年度も軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

(例) 亡くなられた日 令和6年3月5日

廃車手続き日 令和6年4月1日以前(令和6年度課税対象になりません。)

令和6年4月2日以降(令和6年度課税対象になります。)

区民相談

遺された方々からの相談窓口

大切な人を亡くされたとき、深い悲しみによるストレスが、疲れやすい、涙やため息が止まらない、気分が沈む、怒りが出やすくなるなど様々な心身の不調をもたらします。

そのような心身の不調のために苦しくなったり、普段通りの生活ができなくなったり、自分も死にたいと思うことがあったりしたときは、下記の相談機関にすぐに相談してください。

相談名	問い合わせ先
こころとからだの相談	お住まいの保健センターで保健師による相談を随時お受けしております。 【牛込保健センター】 電話 3260-6231 FAX 3260-6223 【四谷保健センター】 電話 3351-5161 FAX 3351-5166 【東新宿保健センター】 電話 3200-1026 FAX 3200-1027 【落合保健センター】 電話 3952-7161 FAX 3952-9943

その他区民相談

相談名	相談内容	相談員	問い合わせ先	相談場所
区民相談	区政全般に関する質問・相談 相談先がわからない場合の案内	区民相談員	区政情報センター 電話 5273-4585 FAX 5272-5500	区役所本庁舎 1 階
法律相談・ 交通事故 相談(要予約)	日常生活の中での 困りごと・交通事故 に対する法律 的助言	弁護士	区政情報課広聴係 電話 5273-4065 FAX 5272-5500	区役所第一分庁舎 2 階
行政手続・ 法務相談	相続、遺言、遺産 分割協議書等	行政書士	東京都行政書士会 新宿支部 電話 0120-917-485	区役所本庁舎 1 階 各特別出張所 (会場により日時が 異なります。)
税務相談 (要予約)	相続税・所得税・ 法人税等の国税及 び住民税・固定資 産税等の地方税	税理士	税務課税務係 電話 5273-4135 FAX 3209-1460	区役所第一分庁舎 2 階(原則毎月第 1・ 第 3 火曜日)

区役所窓口一覧

係 名	手 続 き	電 話	FAX	所 在 地
戸籍住民課 戸籍係	死亡の届出、戸籍証明書の請求(P33)、郵送請求方法(P34)	5273-3506	3209-1728	歌舞伎町 1-4-1 区役所本庁舎 1階
戸籍住民課 住民記録係	世帯主変更(P5)、印鑑登録証・住民基本台帳カード・マイナンバーカードの返納(P6)、住民票の郵送請求方法(P31)	5273-3601		
医療保険年金課 国保資格係	国民健康保険被保険者証・高齢受給者証の返納(P7) 国民健康保険の加入(P8)	5273-4146	3209-1436	歌舞伎町 1-4-1 区役所本庁舎 4階
医療保険年金課 国保給付係	葬祭費の支給(P9) 限度額適用認定証等の返納(P10)	5273-4149		
医療保険年金課 年金係	死亡一時金の支給(P13) 遺族基礎年金の支給(P14) 寡婦年金の支給(P15) 未支給年金請求、受給者死亡届(P16)	5273-4338		
高齢者医療担当課 高齢者医療係	葬祭費の支給(P11) 被保険者証等の返納(P12)	5273-4562	3203-6083	歌舞伎町 1-4-1 区役所本庁舎 2階
子ども家庭課 育成支援係	ひとり親家庭の手当、医療費助成(P19)、児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親医療証(P20、22)	5273-4558	3209-1145	
子ども家庭課 子ども医療・手当係	児童手当、乳幼児・子ども・高校生等医療証(P21、22)	5273-4546		
障害者福祉課 相談係	身体障害者手帳、愛の手帳の返納(P17)、心身障害者医療費助成制度(障)受給者証の返納(P18)	5273-4518	3209-3441	
介護保険課 資格係	介護保険被保険者証等の返納(P12)	5273-4597	3209-6010	

係 名	手 続 き	電 話	FAX	所 在 地
税務課 課税第一係 課税第二係	住民税の申告相談	5273-4107 5273-4108	3209-1460	歌舞伎町 1-4-1 区役所本庁舎 6階
税務課 収納管理係	特別区民税・都民税(住民税)の相続人代表者指定届(P24) 原動機付自転車・小型特殊自動車の廃車(P25)	5273-4139		
税務課 納税係	住民税の納税相談	5273-4534		
学校運営課 学校運営支援係	就学援助申請(P23)	5273-3089	5273-3580	歌舞伎町 1-5-1 区役所第一分庁舎4階

特別出張所

施 設 名	電 話	FAX	所 在 地
四谷特別出張所	3354-6171	3350-9403	内藤町 87
筆筍町特別出張所	3260-1911	3235-7121	筆筍町 15
榎町特別出張所	3202-2461	3203-2476	早稲田町 85
若松町特別出張所	3202-1361	3207-1591	若松町 12-6
大久保特別出張所	3209-8651	3207-1831	大久保 2-12-7
戸塚特別出張所	3209-8551	3207-1861	高田馬場 2-18-1
落合第一特別出張所	3951-9196	3952-3181	下落合 4-6-7
落合第二特別出張所	3951-9177	3952-3183	中落合 4-17-13
柏木特別出張所	3363-3641	3363-3477	北新宿 2-3-7
角筈特別出張所	3377-4381	5350-2868	西新宿 4-33-7

保健センター

施 設 名	電 話	FAX	所 在 地
牛込保健センター	3260-6231	3260-6223	矢来町 6
四谷保健センター	3351-5161	3351-5166	四谷三栄町 10-16
東新宿保健センター	3200-1026	3200-1027	新宿 7-26-4
落合保健センター	3952-7161	3952-9943	下落合 4-6-7

※牛込保健センターは、現在建設中の牛込保健センター等複合施設が完成後、弁天町 50 に移転予定

区役所以外の主な手続き

亡くなられた方	手 続 き	問い合わせ先
在留カード、 特別永住者証明書を お持ちの方	各カードの返納	東京出入国在留管理局外国人在留 総合インフォメーションセンター 電話 0570-013904 FAX 5796-7125 郵送先: 〒135-0064 東京都江東区 青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 東京出入国在留管理局おだいば分室 あて
国民年金受給者	未支給年金請求・年金受給者 死亡届遺族年金請求など	新宿年金事務所 電話 3354-5048 (代) FAX 3354-5049 または、請求者の住所管轄の年金事 務所
厚生年金受給者 厚生年金加入中の方		
共済年金関係	各共済組合事業所へ直接お問 い合わせください	各共済組合事業所、勤務先
国民年金基金関係	年金基金受給権者死亡届など	全国国民年金基金 電話 0570-008-002
厚生年金基金関係	年金基金受給権者死亡届など	企業年金連合会 電話 0570-02-2666
健康保険(社会保険) 加入者	資格喪失届埋葬料 (本人・家族)の請求	勤務先または加入していた健康保険 組合
国税関係	相続税、所得税、廃業届出 など	四谷税務署 電話 3359-4451 (代) 新宿税務署 電話 6757-7776 (代)

亡くなられた方	手 続 き	問い合わせ先
都税関係	固定資産税・都市計画税について	新宿都税事務所 電話 3369-7151 FAX 3369-8090
	自動車税について	東京都自動車税コールセンター 電話 3525-4066
普通自動車(661cc以上)、 二輪車(125cc超)の所有者	名義変更、廃車手続き	練馬自動車検査登録事務所 電話 050-5540-2032 FAX 3931-5897
金融機関預金名義人	預金口座解約、 ローン返済など	取引金融機関
郵便貯金名義人	貯金口座解約	郵便局
有価証券所有者	名義変更	取引証券会社
生命保険加入者	保険金請求、解約など	取引生命保険会社
簡易保険加入者	保険金請求、解約など	郵便局
土地・建物の所有者 ※ 2024年度から相続登記の 申請が義務化されます。	名義変更	東京法務局新宿出張所 電話 3363-7385(代)
水道使用契約者	名義変更、解約など	東京都水道局 お客さまセンター 電話 5326-1100 FAX 3344-2531
電気・ガス・電話等使用契約者	名義変更、解約など	契約されている会社

資料編（各種手続きの準備）

死亡後に必要となる手続きには、故人やご遺族のことを証明する住民票等の写しや戸籍謄本等が必要となる場合があります。

区では、戸籍住民課または特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】で発行しています。
なお、郵送による請求も可能です(請求方法は次ページ参照)。

住民票について

住民票とは、市区町村の住民について、世帯単位に個人の氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名と世帯主の続柄、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、届出の年月日、従前の住所などを記載したものです。

不動産の名義変更や未支給年金請求の手続きは、故人の「除かれた住民票」が必要となります。請求する場合は、請求者の本人確認書類(請求者本人の運転免許証・健康保険証等)、申請理由が分かる書類及び故人との関係が分かるもの(戸籍謄本等)の提示をお願いしています。

なお、住民登録地以外で死亡届を提出された場合、住民票に情報が反映されるまでに7～10日程度かかる場合がありますので、請求の際はご注意ください。

【住民票の郵送請求方法について】

送付先

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
地域振興部 戸籍住民課 住民記録係
電話 5273-3601
又は各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

受領までに要する期間

約10日
(補足)速達の場合は、この限りではありません。

手数料

住民票の写し 1通 300円
(注意)定額小為替(無記名のもの)をご用意ください。
おつりの無いようにお願いいたします。
切手、収入印紙でのお支払いは受け付けておりません。

必要な書類

1. 住民票の請求書(請求書または便せん等に必要事項を記入してください。請求書は新宿区ホームページ『住民票等の請求書』から印刷できるほか、お住まいの市区町村の住民票申請書の様式でも代用できます。)
2. 手数料(通数分の「定額小為替(無記名のもの)」)
3. 返信用封筒(申請者の住所・氏名を記入し、返信料金分の切手を貼ってください。)
(注意)送付先は、申請者の住民登録地になります。
4. 本人確認資料(例:運転免許証・マイナンバーカード(個人番号カード)・写真付住民基本台帳カード・日本国発行のパスポート・健康保険証・年金手帳・在留カード・特別永住者証明書等の写し)
(注意)令和2年10月1日より健康保険法などの改正により、「告知要求制限」の規定が設けられたため、保険証をコピーする場合は保険者番号、被保険者記号・番号が見えないようにしてください。
年金手帳をコピーする場合も基礎年金番号が見えないようにしてください。
5. 申請理由がわかる書類
6. 亡くなられた方と申請者の関係がわかる戸籍謄本等のコピー

住民票の郵送請求書(記載例)

【記載日】〇年〇月〇日

(1)必要な住民票(対象者)

- ①【住 所】 新宿区歌舞伎町〇—〇—〇
- ②【フリガナ】 シンジュク タロウ
- ③【氏 名】 新宿 太郎
- ④【生年月日】
- ⑤【種類・通数】 住民票(世帯全員)〇通、住民票(世帯一部)〇通、除かれた住民票〇通
⑥～⑬については「のせる」か「のせない」を記入してください。
- ⑥【マイナンバー(個人番号)】ただし故人のマイナンバー(個人番号)は記載することができません。
- ⑦【本籍】※日本人の方 ⑧【続柄】
- ⑨【国籍・地域】 ⑩【在留カード等の番号】
- ⑪【在留資格・期間等】 ⑫【実質住民日(新宿区に実際に住み始めた日)】
- ⑬【通称の記載及び削除に関する事項】

※外国人の方

(2)請求理由

使用目的を具体的に記入

(3)住民票の請求者

- 【フリガナ】 シンジュク ハナコ
【氏 名】 新宿 花子
【生年月日】 昭和〇年〇月〇日 【対象者との関係】 長女
【電話番号】 090-××××-×××× (平日昼間の連絡先を記入)

※①と現住所が異なる場合は請求者の現在の住所も記入

〔 現住所とは住民登録地のことであり居所(実際に住んでいるが住民登録をしていない場所)や一時滞在地(帰省先、出張先、入院先等)は含まれません。 〕

戸籍について

戸籍とは、日本国民について、その親族的な身分関係を登録し、公証するものです。現在の戸籍は夫婦及び未婚の子を単位として、それぞれの戸籍がつくられています。戸籍には、氏名、生年月日、父母との続柄のほか、出生・婚姻・離婚・死亡等の身分上の重要な事項が記載されています。戸籍のある場所を「本籍」といいます。

戸籍謄本等は、身分関係や親族関係の証明書類として、各種申請手続きに利用されています。

【死亡の届出について】

1 届出期間

死亡の事実を知った日から7日以内 ※国外で死亡したときは3か月以内

2 届出人

次のいずれかの方

- ①同居の親族 ②同居していない親族 ③同居者
- ④家主、地主、家屋管理人、土地管理人
- ⑤後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者

※⑤はその資格を証明する書類の添付が必要です。

3 届出地

次のいずれかの区市役所・町村役場

- ①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡した場所

4 必要書類等

届書1通(死亡診断書または死体検案書の原本がついているもの。)

5 注意事項

死亡の事実が戸籍に記載されるまで、届出地によっては数日～数週間程度日数を要する場合があります。戸籍の証明書を請求される場合は、亡くなられた方の本籍地の市区町村にあらかじめご確認ください。

【戸籍証明書の請求】

「戸籍証明書の広域交付」

戸籍証明書は、これまで本籍地のみで発行していましたが、本籍地以外の市区町村でも全国の戸籍証明書等を請求できます。

1 「戸籍証明書の広域交付」を請求できる方

- (1)本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母など)、直系卑属(子、孫など)

※父母の戸籍から除籍したきょうだいの戸籍証明書等は請求できません。

- (2)戸籍住民課戸籍係、特別出張所及び他の市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります。

- (3)郵送や代理人による請求はできません。

2 本人確認資料

窓口にお越しになった方の本人確認のため、以下の顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。

・運転免許証・マイナンバーカード(個人番号カード)・パスポート・在留カード

※顔写真付きの身分証明書であっても学生証など認められないものもあります。

3 「戸籍証明書の広域交付」の種類、手数料

(1) 戸籍広域交付証明書(他市区町村の戸籍全部事項証明書) 450円

特別出張所では、請求者本人が記載された戸籍広域交付証明書のみ請求できます。

(2) 除籍・改製原戸籍広域交付証明書(他市区町村の除籍全部事項証明、除籍謄本・改製原戸籍謄本) 750円

相続等で遡った除籍・改製原戸籍広域証明が必要な場合は、戸籍住民課戸籍係のみ請求できます。(特別出張所では請求できません。)

※戸籍証明書等の広域交付は、火曜日の窓口延長・休日窓口では取り扱いません。

※手数料は請求する市区町村により異なる場合があります。

4 本籍地が新宿区の方

戸籍住民課戸籍係、特別出張所にて戸籍証明書等(戸籍全部事項証明書、除籍全部事項証明、除籍謄本・改製原戸籍謄本)の請求ができます。(火曜日の窓口延長・休日窓口でも請求できます。)

また、郵送や代理人による請求も可能です。

●問い合わせ先

戸籍広域交付コールセンター(戸籍住民課内) 電話 5273-3611

【戸籍証明書の郵送請求方法について】

一般的な戸籍郵送請求の際に同封するもの

1 請求書

郵送請求書に必要な項目を記入し、本籍地の市区町村へ請求してください。

郵送請求書は新宿区ホームページ「戸籍に関する証明の郵送請求書」から印刷できるほか、お住まいの市区町村の郵送請求書の様式でも代用できます。

2 本人確認書類の写し

運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(個人番号カード)等の写し

(注意)令和2年10月1日より健康保険法などの改正により、「告知要求制限」の規定が設けられたため、保険証をコピーする場合は保険者番号、被保険者記号・番号が見えないようにしてください。

年金手帳をコピーする場合も基礎年金番号が見えないようにしてください。

3 為替証書

普通為替または定額小為替

※郵便局にて入手できます。表・裏面とも記入不要です。発行から6か月以内のものを同封して送付してください。

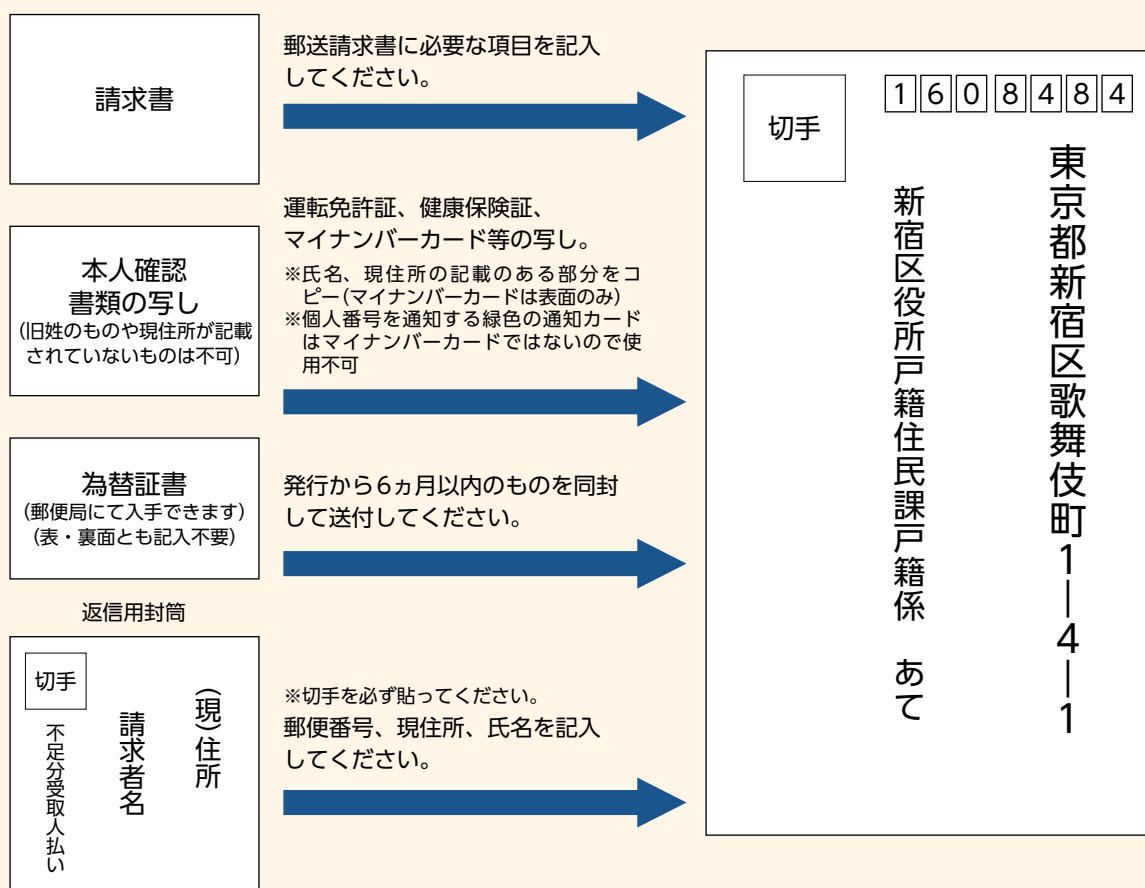
4 返信用封筒

郵便番号、住所、氏名を記入してください。 ※切手を必ず貼ってください。

※親子確認ができる戸籍謄本など、請求内容によって上記以外の書類も必要な場合があります。

参考

一般的な戸籍郵送請求の際に同封するもの



親子確認ができる戸籍謄本など、請求内容によって上記以外の書類も必要な場合があります。

死亡記載のある戸籍(除籍)謄本が必要な場合

亡くなられた方が戸籍から除かれることを「除籍」といいます。亡くなられた方の戸籍が全て除籍全部事項証明(除籍謄本)となるわけではありません。同一戸籍内の他の方の状況によって異なります。

・亡くなられた方以外の方が同一戸籍内にいる場合

➡ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 1通450円

・亡くなられた方以外の方が同一戸籍内にいない場合(全員が除籍されている場合)または平成7年4月1日以前に亡くなられた場合等

※新宿区では平成6年法務省令第51号附則第2条第1項に基づき、平成7年4月1日に戸籍の改製を行いました。

➡ 除籍全部事項証明(除籍謄本)または改製原戸籍 1通750円

※死亡の事実が戸籍に記載されるまで、届出地によっては数日～数週間程度日数を要する場合があります。直近に亡くなられた方の戸籍をご請求される場合は「令和〇年〇月〇〇日に死亡し、△△役所に届出」した旨を戸籍謄抄本等郵送請求書に記入してください。

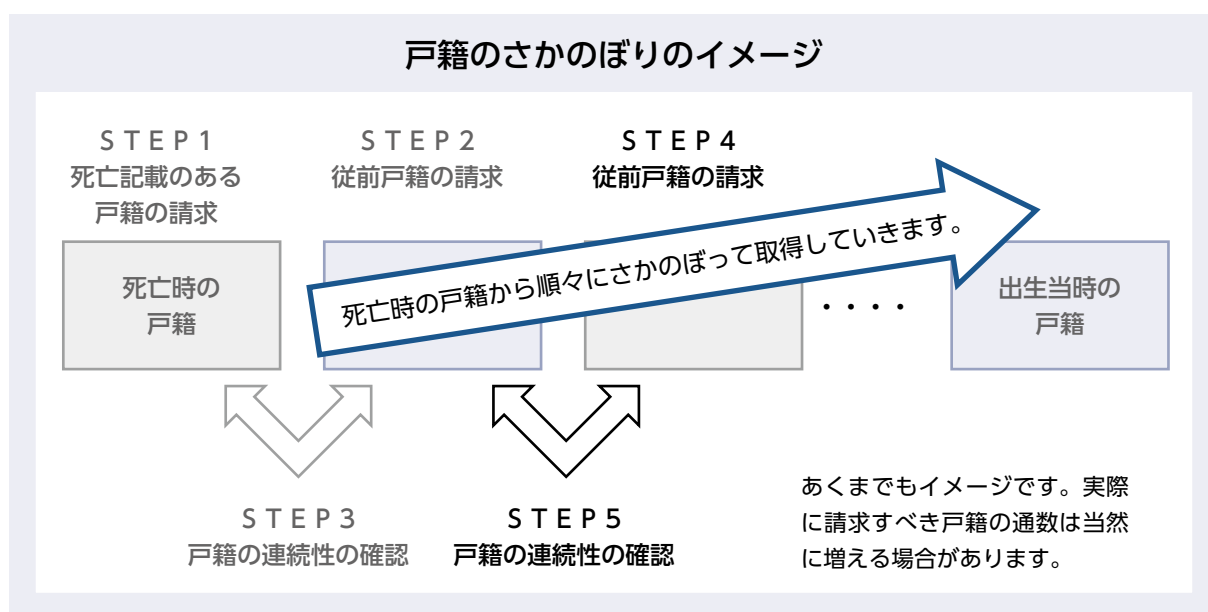
出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本が必要な場合

相続人を確定するためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍を確認する必要があります。その間、法令の改正等による戸籍の改製や、家督相続や婚姻等による新戸籍の編製で、複数の戸籍が存在する場合がありますため、それら全ての戸籍の提出を求められる場合があります。

• 出生から死亡までの連続した戸籍のさかのぼり方について

亡くなられた方の出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍を取得するためには、死亡時の本籍地から出生時に向かって戸籍をさかのぼる必要があります。そのため、請求書には「〇〇(亡くなられた方)について、出生(または婚姻)から死亡までの連続した戸籍を全て各△通ずつ必要」と記入してください。

※詳しくはお問い合わせください。



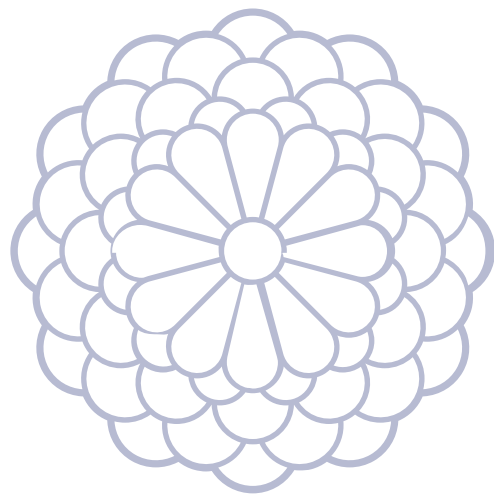
その他

- 必要とする戸籍に載っている方以外からの請求では、請求理由を裏づける資料が必要となる場合があります。
- 代理人や使者からの請求には、本人からの委任状が必要です。
- プライバシー侵害につながるような不当な請求には応じられません。
- 後見人が申請する場合は登記事項証明書を同封してください。
- 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは30万円以下の罰金に処せられます。

● 郵送請求先(本籍地が新宿区の場合)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 「新宿区役所 戸籍住民課戸籍係」
電話 5273-3509 又は各特別出張所【区役所窓口一覧(28ページ)参照】

✕ 毛



おくやみガイドブック

印刷物作成番号
2022-9-2603

令和 6 年 5 月発行

編集・発行 新宿区地域振興部戸籍住民課

東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1

電話番号 (03) 5273-3506 (ダイレクトイン)

この印刷物は、業者委託により 5,000 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり約 235 円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。